

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①施設の情報

名称：青葉学園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：神戸信行		定員（利用人数）： 60名	
所在地：福島市土船字新林24			
TEL：024-593-1022		ホームページ： http://www.kosodate-web.com/aobagakuen/	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和28年4月8日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 青葉学園			
職員数	常勤職員：	30名	非常勤職員 6名
専門職員	（専門職の名称） 名		
	児童指導員	11名	児童指導員 1名
	保育士	10名	心理療法士 1名
	看護師	1名	嘱託医 2名
	心理療法士	1名	
	栄養士	3名	
	調理員	2名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	児童居室数	28	エアコン、床暖房、太陽光発電
	職員居室数	21	

②理念・基本方針

【基本理念】

社会福祉法人青葉学園は、未来に生きる子どもたちの幸福を願い、人々の福祉が大切にされる社会の実現に向けて歩みます。

【指針】

- 子ども達と職員との信頼関係を基盤に「愛」に支えられた人間関係や家庭的な環境の下で子どもが養育されるべきであるとの理念に基づいて、子どもの養育と自立を支援します。
- 子どもの個性を尊重し、家族と協力しながら子どもの成長を支援し、併せて保護者の養育力向上のための支援を行います。
- 子どもが日々の生活を通して「生きる力」を培えるように支援します。
- 職員は、子どもの成長に必要な「モデル」（手本）であることを自覚し、自己研鑽に努めます。
- 関係機関や地域・ボランティアの皆様と協力し、子どもの自立を支援します。

③施設の特徴的な取組

「家庭的な環境の下で子どもが養育されるべき」という法人の理念を実現するために、家庭に替わる安心して暮らせる場所として自立心や人を思いやる心を育みながら生活できるよう、職員は「お兄さん・お姉さん」的な立場で一日を通して子どもたちと一緒に生活し、様々な場面でサポートを行い、かつ様々な取組を重ねています。子どもの年齢幅が広く、発達状態に大きな差が生じるため、その弊害を少なくしようと年齢の近い子どもたちが少人数で生活できるよう小舎制によるケアを行っています。また、将来の自立を支えるため特に教育に関する支援を大切にし、子どもたちの学習意欲の向上と基礎学力の定着に力を入れており、努力を重ね、大学や専門学校に進む子どももいます。施設ではそんな子どもたちの夢を応援するために法人独自の教育資金積立金を行うなど全国に先駆けた積極的な取り組みをしています。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年10月26日（契約日） ～ 平成28年4月15日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成25年度）

⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

⑥評価調査者研修修了番号

12101、2106

⑦総評

◇特に評価が高い点

【子どもの最善の利益の尊重】

児童養護施設運営指針に記載されている内容を十分に理解され、子どもの最善の利益を尊重するための様々な取り組みがなされている。特に、公文式学習の定着化、法人独自の進学資金積立金など子どもが自らの環境を乗り越え、自立した社会人となれるよう教育を重視した取り組みが行われている。今後も自立のため支援を継続し、更なる充実を図っていただきたい。

【家庭的な環境での養育支援】

子どもは家庭的な環境で養育されるべきという創設者の想いを大切に、これまでも大舎制の中でグループケアを行い、住環境の中に生け花や絵画など心をいやす空間を創り出すなどの工夫をされてきたが、小舎制へと施設を建て替え、より法人の方針に即した養育支援が行われるようになった。小舎制への移行に伴う新たな課題に対しても、一つひとつ丁寧に解決を図っている。

【職員個々の意識レベルの高さ】

コモンセンスペアレンティングを基本とした支援が職員に徹底されており、また職員相

互が信頼し、連携し、協力し合うことが、個々の意識レベルを高めている。先を見据えた対応を早め早め実施しており、制度改正への対応や子どもの自立など中長期的視点を持ちながら、単年度目標の達成や目の前にある問題の解決に取り組むことができている。

◇改善が求められる点

【組織的な評価と検証の充実】

現場においては、個々の課題への対応、支援計画、事業計画等の実施、反省、評価が行われ、次の計画へ繋げるというPDCAサイクルが行われている。しかし、特にC（評価・検証）からA（改善・再計画）への過程について、仕組みを明文化する、記録を残すなど、組織的に取り組む体制の構築が望まれる。

※PDCA サイクル:計画(plan)、実施(Do)、評価(Chec)、改善(Action)の流れで業務を実施していくことで、継続的に改善を行うこと。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

子どもの最善の利益の尊重について高い評価を頂き、職員一同心強くし、感謝しております。

今後ともサービスの低下を招かぬよう努力するとともに今回指摘された改善点について継続して取り組んでいきたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>法人の理念と方針は明文化されており、長い歴史とそこに培われた想いが職員へ十分周知理解されている。その結果、処遇その他すべてに理念方針は浸透しており、実施されている。また基本理念、基本方針を「施設パンフレット」「ホームページ」等に掲載し、関係機関等への周知に努めているが、措置施設であるため、さらに子どもや保護者が分かりやすい資料等の作成に取り組んでいただきたい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>全国児童養護施設協議会や社会福祉法人経営者協議会等、全国規模の組織から発信される情報を収集している。社会的養護施設の情報だけではなく社会福祉事業全体の動向や今後の国の福祉医療に対する長期計画、改正ビジョンなどについても、園長より職員会議等において情報提供されている。経営状況については会計事務所から月 1 回指導を受けており、経営状況やアドバイスのレポートを受けて経営改善に反映している。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	① ・b・c
<p><コメント></p>		

児童福祉に特化した社会福祉事業運営を行うことを法人の方針として定めており、児童養護施設に求められている小規模化、地域化について中・長期計画が策定されている。中・長期計画実施に伴う資金計画、独自の教育資金積立計画、地域貢献事業など具体的に実践し、随時及び定期的に課題の把握・改善等が行われていることから、経営課題の把握や具体的な取り組みが十分行われていると評価する。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を策定しており、その中で各年度毎に実施すべき事業として、児童利用定員の削減や職員の配置基準改善、地域貢献事業への取り組み、地域小規模養護施設化の推進、児童家庭支援センターの準備などが示されている。本年度までは小規模化の実施とそれに伴い生じる諸課題への対応を取りまとめることを優先しており、中・長期計画の本格的な評価・見直しを行うのは平成29年度の予定となっている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は単年度計画に反映されているが、具体的な数値目標や職員の確保については措置施設であることから立案が難しい一面もある。単年度計画に対する実施状況の評価が行われているので、より具体的な成果を得るために次の計画見直しに適宜反映させていくことが望ましい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>次年度の事業計画は各グループ（ユニット）からコーディネーター（複数ユニット担当者）へあげられた後、定例会、委員会等においてそれらの内容が検証されるなど、各職員の意見を反映して策定している。また、事業計画は前年度の評価・反省を踏まえて見直されている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の特徴から保護者へ積極的に連絡をとることが難しく、事業計画などの周知は、関係機関の協力や判断を仰ぐ必要があることが多い。現在進めている施設の小規模化や行事予定など子ども達の日常生活に関わる事項については、中高校生会・たんぽぽ会（小学生）や各ユニットにおいて子どもたちにわかりやすく説明されている。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>課題や目標に対する計画の立案と実行は行われているが、評価検証については様式が定まっていないことから、口頭での検証が主であり、文書化されていない事例が多い。今後、組織として様々な課題、目標への取り組みを「見える化」「標準化」されることが望ましい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>課題の把握と職員への周知は確実に実施されており、その解決への取り組みも各会議録から読み取れる。短期間で小規模化を実現したことで発生している課題についても随時改善されている。また、必要と判断される事例についてはワーキンググループを立ち上げて職員同士で十分に協議を重ね、課題をより明確にして解決に向け取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもは家庭的な環境の下で養育されるべきであるという創立以来の理念を継承し、施設長はミーティングや職員会議において、職員一人ひとりが助け合いながら子どもに寄り添うことの大切さをしっかりと表明し、周知している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長自ら様々な研修会に参加し、遵守すべき法令等について、広く学ぶ努力をしており、法人の職員が遵守すべきコンプライアンスについて、幅広くタイムリーに説明や声掛けが行われている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>研修や勉強会に参加することにより、常に養育支援の向上について職員に周知し、質の高い養育支援の実現を図る努力をしている。職員からの様々な悩みや相談を受けながら、心が前</p>		

向きになれるよう、またプラス思考になれるような声掛けを実践しており、チーム力で課題を解決できるように取り組んでいる。今後はその内容が記録でも確認できるよう書式を整備されることが望ましい。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>大きな課題に対しては迅速に指導力を発揮し、具体的課題解決に取り組んでいるが、今後は職員全体でより効果的な事業運営を目指すため、経営改善や業務改善に取り組む具体的な委員会等を設置し、実効性を高めていくことが望ましい。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>実習生の積極的な受入れや経営的の収支バランスを考えた人員確保に努めているが、近年の新卒採用者については離職も多くなっている。小規模化を進めたことによる職員への指導時間の確保が不足しがちなことが課題であると認識しており、今後、人材の確保・育成とともに職員へのケアについて再検討している。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員との個人面談を実施することにより研修参加や勤務体制に関する職員の意向、意見の把握に努め、処遇改善に反映させている。今後はキャリアパスの構築に向けた組織的な人事管理の確立が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員数から努力義務であるストレスチェック制度を導入することが決定しており、今後はカウンセリング対応についても組織的に取り組む予定でいる。家庭的支援を行うために小舎制で、職員は住み込みが原則であるが、通勤者も継続して勤務できるような工夫に取り組んでいる。子育て期間はどうしても職場を離れる傾向にあるため、就労形態については様々な角度から園長・副園長を中心に検討を重ねている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園長は年1回職員との個別面談を行っている。全職員にコモンセンスペアレントトレーニング</p>		

<p>グを受講させるなど、職員のあり方に関する一定の方針はあるが、実務経験年数や知識技術の習得段階で、どのような研修を受講し、新たな知識や技術を身に付けることが望ましいのか、今後はキャリアパスの視点を持った育成が必要とされる。そのため、職員一人ひとりの目標管理に取り組んでいただきたい。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント> 職員研修の方針が定められており、個別面談において聴取した研修の受講希望を踏まえながら、外部研修にも参加できるよう勤務体制が構築されている。今後は個々の職員の研修計画を作成し、受講後の評価を行うなどキャリアパスに合わせて具体的な教育・研修を実施する必要がある。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>③・b・c</p>
<p><コメント> 年間の研修計画が策定され、全職員に対して内部・外部研修の機会が与えられている。職員は相互理解と協働の心で外部研修受講を支えあっており、研修報告書の回覧や、朝のミーティング、職員会議の機会などを利用して研修内容の伝達も行われている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・①・c</p>
<p><コメント> 現在は保育士養成の実習生受け入れしか行っていないが、今後社会福祉士養成実習を受け入れる検討が進められている。後進育成のために数多くの実習生を受け入れ、各担当者が実習生に対して適切な指導を行えるよう実習生受け入れ方針が定められているが、指導プログラムは明文化されていない。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント> ホームページ、広報誌「あおば」等を通して法人の理念や基本方針、財務諸表など必要な情報公開がなされており、広報活動により運営の透明性を図るよう努めている。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>②・b・c</p>
<p><コメント> 財務に関しては外部の会計事務所が毎月監査を行っており、巡回レポートが法人に提出されている。事業については監事により内部監査が行われているほか、必要に応じて児童相談</p>		

所から指導・助言を仰いでいるなど、日々発生する諸課題への取り組みについて確認が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>現在の地域で施設運営されてきた歴史があり、しっかりと子どもに寄り添う支援が継続されてきたことから、地域で育った方や施設を卒園した大人達が施設の良き理解者として支えてくれている。花植えや餅つき等の地域で行われる様々な行事や、学校行事、地区の育成会参加をとおして、地域と方々との交流が図られている。今後、施設内での地域の子どもの交流等が課題となっている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れ方針に基づいて、受け入れを行っている。教育支援として公文式学習支援や家庭教師、ピアノ講師などのボランティアを受け入れているほか、絵画や生け花など情操教育についても支援がなされている。地域、学校教育等との協力・連携の仕方については、今後の検討課題である。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達時期に応じて必要な社会資源活用のリスト化、共有化ができており、ケースに応じて必要な各関係機関と密に連携が行われている。今後、施設の地域化や子どもの自立支援をさらに進めるにあたり、新たに連携すべき社会資源も出てくることから、関係団体のリスト等を整理し、統括して管理することが必要である。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>たんぽぽ館（多目的施設）を会議室として地域に解放している。福島市委託のショートステイ事業は定期的利用者も増えている。毎年東北福祉大学の教授を指導者とした園内研修会を開催して困難事例の検討会等を行っているが、県内の児童関係施設・団体の職員や学生なども参加しており、また終了後にはその報告書を作成している。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

福島市のショートステイ事業を行っている。施設の一部（たんぼぼ館）を地域の方々へ解放している。関係機関との会議や打ち合わせ、学校との情報交換などにより、地域の具体的なニーズの把握に努めているが、民生児童委員との定期的な懇談会は、今後開催を予定している。児童家庭支援センターや学童保育など、地域のニーズに応じた新たな事業、公益的な事業・活動について検討していくことを中・長期計画において示している。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度当初など機会あるごとに園長から「子どもを尊重した支援」や人権についての話が職員になされており、また人権擁護チェックリストを活用している。今後は行政や大学からの人権に関する出前講座などを活用し、自分にも権利があると同時に相手にも権利がある事を正しく理解するなど、子どもが権利を誤解しないように基本的人権について学ぶ機会を設けていくことが望ましい。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシーの保護については、他者との関わりの中かで適宜臨機応変な対応が求められる。一人になれる場所・時間の確保、不適切行動等を予防するなど一定の配慮が必要である。生活場面毎の様々なマニュアルに沿って、できる限りの支援が行われていることがケース記録やホーム日誌で確認できる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>基本的理念や方針などをホームページにおいて開示し、また施設のパンフレットを児童相談所を始めとした関係機関に配布するなど情報提供に努めており、可能な限り入所予定の子どもや保護者へ説明を行うようにしている。園内見学等にも対応しているが、児童養護施設の特徴から保護者への情報提供は関係機関との協議を要する場合も多く、積極的に行うことが難しい。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の開始・過程における内容に関する説明と同意にあたっては、児童相談所が主導的に行っていることが多い。親子面会の機会を利用して、園での生活の様子を伝えたり、また各学期に「あおば通信」を保護者へ送って生活の様子等を伝えたりしているが、保護者の</p>		

意向への配慮については、かなりの困難を要する事例もある。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や家庭への移行にあたり作成する文書については児童相談所が主導となるためその都度指定される書類に適応して作成している。退所の際には子どもへその後の相談方法や担当者などの説明が行われており、また入所中の健康管理について記録した健康手帳を本人に渡している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>小舎制となったことから、日常生活の中で職員が子ども一人ひとりの不満や要望、喜びや夢を聞く機会が増えており、月1回のホーム会議等において職員間で情報共有され、改善を要する点については具体的な検討・改善に努めている。また小学生会（たんぽぽ会）や中高生会を定期的に開催して意見要望を聴取している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>困りごと解決規則や苦情解決規則が整備されており、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した施設内の掲示物には第三者委員への連絡先も記載されているため、直接連絡できることも子どもたちは理解している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>投書箱を設置して、意見表明の機会を設けてあるが、実際に投書される数は少ない。投書内容については「困りごと解決規則」にのっとり対応している。また、子どもたちには、何かあればその都度職員に話すように伝えてあり、相談や意見は全て記録として残されていてユニット間で共有対応されている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>現在小規模化したことに伴う諸課題を整理しており各種マニュアルも見直す予定だが、困りごと解決規則は特に修正箇所がないと判断して継続的に運用している。小規模化により担当職員とのコミュニケーションが密になるというメリット効果が出ており、子どもの相談・意見にも対応しやすくなっている。また緊急性が高い問題が起きた場合は園長・副園長が速やかに判断し、組織的かつ迅速な対応が可能になっている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの安心や安全の確保に努めており、会議等でヒヤリハットの報告や事故防止についてその都度確認している他、施設内外の設備・遊具等の安全点検が定期的実施されている。今後はリスクマネジメントに関する会議や委員会等の場を設けて、様々なリスクに対して責任や防止策を明確化していくことが望ましい。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p>感染症予防についてはマニュアルが整備され、十分な対応がなされているが、学校等でインフルエンザに罹患をした場合、罹患者のトイレ、浴室の個別使用が困難であることから二次的罹患が発生してしまう事例が報告された。一般家庭と同様の生活の場であるためやむを得ないが、なお感染予防に対して適切な医療的、保健衛生的指導をいただくなどしてマニュアルの見直しや対応の充実に努めていただきたい。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>災害時の対応マニュアルが整備されており、消防や警察等の関係機関とも連携が図られている。避難訓練も定期的実施されており、ハザードマップによる避難該当地区であることから必要な対策が講じられている。しかし、食糧の備蓄については担当の栄養士のみがリスト等を把握しており、他職員との情報の共有化がされていなかった。今後は献立表を基にした日数分の備蓄リスト等を職員間で情報共有すること、および安否確認のマニュアルを整備し、災害に備えていただきたい。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>養育支援や生活場面に関する様々なマニュアルが整備され、それぞれのマニュアルには施設の基本方針に沿った「目的」が記載されている。取り組み状況についてユニット会議等で随時検証されているようだが、組織的に確認する仕組みにはなっていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>年度毎にマニュアルの検証、見直しを行っているが、子どもたちの意見や要望を反映できるような取り組みも必要である。施設全体としてPDCAの視点を持って見直しに取り組むことが望ましく、特に検証(C)と改善実行(A)についてはチェックシートを作成するなど、さら</p>		

に充実させてほしい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画を策定する手順が定められ、関係職種による評価・見直しも定期的に行われている。しかし、関係機関との相談・連携により支援に関する様々な決定がなされていくため、標準的なアセスメントシートが定められていない。支援方針や課題をより明確にするためにも、アセスメント手法の確立が今後の課題である。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の評価・見直しの流れは定められており、基幹的職員が主となりながら全職員が参画するようにしているが、定型化されたアセスメントシートが無い場合、検証の際に子どもの意向や養育・支援上の課題が明確化されにくい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>記録については文章表現に個人差が生じるため、先輩職員が記録の指導を実施している。今年から施設内イントラネットの構築により小規模ユニットにおいても本館事務室においても電子化による記録の入力が可能となるため、情報の即時共有など様々な改善が期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
個人情報保護規程にのっとり適正に記録の管理が行われている。マイナンバー制度についても国や県の指導・通知に準じた対応が行われている。		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a ・b・c

<p><コメント></p> <p>コモンセンスペアレンティングを基本とした支援を行う家庭的な環境の中で、園長を始めとした全職員が、子どもの最善の利益とは何か、自立のために何が必要なのかを意識しながら養育・支援にあたっている。毎朝のミーティングやユニット会議、ケース検討会などにおいて情報の共有に努め、子どもの気持ちや行動の背景にあるものを理解できるよう話し合っている。また何かあれば職員同士やスーパーバイザー、園長・副園長へ相談できる体制が出来ている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や受け入れる力に応じて伝えるようにしており、ケースによっては児童相談所と連携しながら、または児童相談所が主導的に行っている。事実を伝えることが難しいケースが少なくないため、今年度から組織的にライフストーリーワークの研修を行い、数年かけて重点的に取り組む予定としている。</p> <p>※ライフストーリーワーク：職員が子どもと一緒に、出生からの日々を整理していく。「どうして生まれたのか」「なぜ、家庭を離れたのか」辛い過去とも向き合い、受け止めていくことで、自分の責任ではないことを理解し、未来に目を向けていく取り組み。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>入所時に権利ノートを用いて子どもに説明を行っているほか、年齢別にCAPプログラムを実施したり、定期的に子どもに対して話をする機会を設けている。職員に対する研修は、計画はあるが今年度はまだ実施されていない。権利は主張するだけでなく他者の権利を尊重する必要もあること、養育者として時には「指導」する必要があることなど、経験の浅い職員が学ぶ機会を設ける必要がある。</p> <p>※CAPプログラム：子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）プログラム。いじめ、虐待、体罰、誘拐・性暴力など様々な暴力から子どもの心と体を守る暴力防止のための予防教育プログラム。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	④ ・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模化により日常生活はもちろん、行事をホーム毎に行う機会が増えたため、職員とより密接に関わることができている。また同じホーム内の子ども間の付き合いも深くなっている。同年代の子どもでホームが構成されているため、幅広い年代の子ども同士が触れ合う機会が減った一方、上下関係により生じてしまう威圧行為が減っているようである。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		

A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	㉑・c
<p><コメント></p> <p>ユニット会議やケース会議において対応が困難なケース等について話し合い、一人で問題を抱え込むことなく解決に向けて職員間で問題を共有化することにより、体罰等の不適切な対応が行われないように努めている。日常的な養育・支援はコモンセンスペアレンティングを基礎としており、全職員に対して研修を実施している。更に今後3年間かけて、児童部会職員研究会が行う被措置児童虐待防止研修を全職員が受講する予定である。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>子ども向け、職員向けのCAPプログラムを外部講師を招いてそれぞれ実施し、不適切な関わりとはどういうことかを具体的に理解させている。子どもには自分自身を守る知識を習得させ、職員には不適切な関わりの防止を徹底させている。何か問題が起こったとき、初期対応として園長等に連絡をすること、園長を中心として対応を協議することとしているが、不適切な関わりを発見した際の記録や報告の仕方については明文化されていない。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>被措置児童虐待が発生した場合は、子どもの権利擁護に関する方針や養育支援計画書により、園長を中心に迅速に対応することとされている。福島県が作成した虐待防止マニュアルを活用しているが、施設独自のマニュアル作成は無い。意見箱や第三者委員に関して子どもに周知は行っているが、被措置児童虐待防止の届出・通告制度に関して子どもに十分な説明は行われていない。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活の中で特に宗教色を出したものはなく、子どもや保護者等に信教があれば、それを尊重している。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>入所時には「しおり」や権利ノート等により園での生活や留意事項を説明し、不安の無いように努めている。入所前に子どもや保護者へ十分に説明する機会は少なく、またケースごとに必要な対応は異なるが、「入所に関する方針・対応事項に関する方針」により、入所決定前から入所時の対応までの基本的な手順は示されている。</p>		

A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>ホーム会、グループ会は月1回程度、たんぽぽ会（小学生会）、中高校生会は学期毎に1回開催され、子ども達が生活上の希望やルールについて話し合う機会となっている。話し合いの結果、中高生の外出ルールなど、実際に変更されたものもある。小規模化により、子ども達と職員が話し合う機会が増えているため、より良い生活に向けたなお一層の取り組みが期待される。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	⑪ ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの興味に応じて、習い事や部活動・スポーツ活動が出来るよう、ボランティアの協力などを得ながら出来得る限り対応している。施設内の運動場や大型遊具、また雨天時には講堂で遊ぶことが出来る。施設で行われる行事の内容や夏休み等の旅行先は、子ども達で話し合っ決めてるようにしている。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>年齢に応じて小遣いが支給され、高年齢児は自分で小遣い帳を記入するなど使い道や使用金額などは子どもが管理し計画的に使用するようになっているが、現金の管理は基本的に職員が行っている。自立に向けて食材の買い出し等を行うプログラムを実施しているが、一定の生活費で生活することを学ぶまでには至っていないため、更なる自立支援プログラムの実施が望まれる。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が中心となり、ケース毎に保護者や児童相談所と話し合いを重ねながら対応している。必要があれば施設の心理職も加わり家族療法を行っている。家庭復帰後に施設に相談があった際の記録は整備されているが、児童相談所が間に入っていることもあり、積極的に家庭訪問等を行って状況把握を行うことはしていない。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	⑭ ・b・c
<p><コメント></p> <p>就職や進路が未定の中卒児童や高校中退児童に対し、生活訓練や就労支援など自立支援のために必要な様々な取り組みを行っている。これまでも、自立への道筋がつくまでの間、措置延長を実施しているが、今後はさらに施設だけでなく関係機関と連携した支援が重要である。</p>		

A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・ ⑮ ・c
<p><コメント></p> <p>日頃の生活場面でも、職員は子どものモデル（手本）であることを意識し、生活習慣の習得などリービングケアを念頭においた支援を心がけている。退所後も施設で相談に応じていることを伝えているが、ケースによっては直接施設から連絡をとることが難しいこともあることから、家庭訪問や職場訪問などのアフターケアを全員に行えてはいない。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	⑯ ・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模化により職員と子どもの関係がより密接になり、子どもの感情等を受け止めやすくなった。その一方、子どもが感情的や暴力的になった際に職員一人では受け止めきれないこともあることから、そのような時はユニットリーダーや副園長など他の職員がすぐに間に入るように心がけている。毎朝のミーティング、引き継ぎの際の申し送り、ホーム日誌などにより情報を共有するとともに、研修等によりコモンセンスペアレンティングを職員へ徹底している。お試し行動など、暴れることで気持ちを表現する子どももいるため、そのような子どもの感情・言動の理解に努めている。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	⑰ ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員と子どもが日常的に話し合っているほか、ホーム会、たんぼぼ会（小学生会）・中高校生会などで定期的に話し合うことで子ども達の要望等を吸い上げている。特に高年齢児は自立支援の意味からも、自由裁量が認められていることが多く、自己責任を学ぶ機会ともなっている。家庭的な養育を心がけているとは言え、集団生活であることから個々の欲求にすべて応えられる訳ではないことも学びの機会と捉え、施設のルールや他児との調整を行いながら対応している。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもを信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・ ⑱ ・c
<p><コメント></p> <p>園長・副園長から職員に対し、子どもが間違っただけをしても、子どもを全否定するのではなく、間違いの指摘・指導をすること、子どもを信じる姿勢を大事にすることを伝えている。公文式学習を行っている子どもの学習成果が学習室の壁に張られていたり、個人毎の賞状ファイルが整理されているなど、やる気を引き出す工夫を行っている。小規模化に伴い職員配置の随時見直しているが、忙しい時間帯はどうしても手薄になりがちである。</p>		

A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学習に関しては希望児童に公文式学習を取り入れており、自分の能力に応じて学習が進められるようになってきている。また学習ボランティアが、一人で学習出来ない子どもや理解不足の点などの補助を行っている。日中保育を行っている児童には年齢等に応じた養育プログラムを策定している。定期的に来てくれるボランティアも多く、園芸や絵画などの情操教育やパソコン操作など、子どもが興味に応じて参加出来るようになってきている。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が身についていないまま入所してくる子どもも多く、職員が子どもの手本となることを心がけるとともに、意識的に職員同士が和やかな雰囲気づくりに取り組んでいる。自分で出来るように適宜声かけをしていたり、視覚化した方が理解しやすい場合は写真や文章で示すなど、子どもの能力に応じた支援をしている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>厨房は大舎制のまま残っているため、厨房から各ホームへ食事を運んで配膳している。各ホームには個人毎の茶碗、お箸、簡単な調味料が準備されており、家庭的な環境の中で食事が出るようになってきている。小規模化してから残菜の量が減り、子ども達が食事の時間を楽しみにしている事が感じられる。各ホームに冷蔵庫、電子レンジが備えつけられ、通常の食事時間以外でも温かいものを温かく、冷たいものは冷たく食べられるようになってきている。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>嗜好調査は年2回実施し、残菜調査は年3回、全体及び抽出した子どもに対して行っている。ここ数年アレルギーのある子どもはいないが、体調不良の時などは職員から厨房に連絡が入り対応するようにしている。また、東日本大震災以降、食品の放射線量測定を続けている。今後、調理が身近な環境で行われることで自立支援にも資することができるよう、各ホームにおいて調理を行うことを検討されたい。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>献立には季節が反映され、また行事食や郷土食も取り入れた内容になっている。献立は各ホームの冷蔵庫等、子ども達の目につきやすい場所に掲示してある。配膳、片付けは各ホームで子どもが手伝うようになってきているが、子どもが調理をする機会が殆ど無いため、自立支援のためにも今後は調理をする機会を意識的に増やしていく必要がある。また栄養士から職員</p>		

を通して子どもに献立に関する栄養的な知識を伝えたり、直接栄養士がホームで共に食事をしながら食育を行うなどの取り組みが望まれる。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑳	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類点検表により定期的に衣類の不足等を確認し、中高生は職員と相談しながら自分で購入する機会がある。好みに応じて衣服を購入することができるが、学校とも連携してTPOに合わせた一定のルールが決められており、衣類定例会において話し合わせ、職員間で共有されている。中高生以上は職員が支援しながらも自分で洗濯を行っている。同じ服ばかり着続けるこだわりの強い子どもや、物を大切に扱えない子どももいるが、常に清潔な衣類が確保されるよう職員は配慮している。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A㉒	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>居室スペースが新しいこともあるが、掃除が行き届いて清潔にされており、また様々な場所に生花や絵画、置物等が飾られ、温かみを感じられる。生活上のルールやお知らせなどはリビングや冷蔵庫に掲示されているが、逆に廊下や居室には掲示物は無く、家庭的な環境が守られている。片付けや掃除が苦手な子には声かけを行っているが、それでも出来ない場合は職員が手伝っている。</p>		
A㉓	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となっている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的に居室は個室になっているが、子どもの希望を聞いて間仕切りを外し二人部屋になっている居室が多い。各自のスペースはそれぞれ好きなものなどが置かれ、自分の空間であることが感じられる。職員の部屋は静養室の近く、リビングや階段から離れた場所に置き、自然と子どもの居室前を通ることができるように配慮されている。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉔	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日々の養育の中で子どもの状態に目を配り、身だしなみや衛生の習慣が身につくように支援している。成長の記録や予防接種記録が分かる「健康手帳」が一人ひとりに作成され、退園時に渡すことで成人後の健康管理にも役立てることができる。女兒が初潮を迎えたときは、詳しい話とともに月経記録ダイアリーを渡して自己管理ができるようにしている。肥満傾向がある児童に対しては、栄養士が中心となって栄養指導を行っている。また、園長は地区の交通安全父母の会の役員をしており、交通ルールの順守について率先して子どもに教えている。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「健康手帳」と同様の内容をパソコンで記録する「健康管理システム」の導入により、子どもの心身の健康状態が一元的に管理されている。定期的に通院している子どもが多く、医療機関との連携はもちろん学校との連携も行われており、一日切れ目なく子どもの健康状態を見守ることができるようになっている。処方薬は看護師が医務室で管理しているが、日々の服薬管理はホームで職員が行っている。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉑	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や発達に応じて、性に対する対応方針に沿って、職員から正しい知識を説明するようにしている。思春期の子どもが多く、常日頃見守っている中で問題と思われるケースがあった場合は、ミーティング等で話し合っている。子どもの年齢別・性別に分けた学習会や職員に対する研修会を行う計画があるが、今年度は看護職の入れ替わりがあったため未実施であり、今後行われる予定である。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A㉒	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的に使用する物は、ほとんど個人所有としている。小遣いで購入した物以外にも、例えば園が一括購入した文房具も一旦子どもに渡された段階で個人所有となり、自己管理するようになる。居室には机、ロッカー、ベットが用意され、個人所有のものを保管できるようになっている。</p>		
A㉓	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>アルバムは手元に置かれて好きな時に見られるため、成長の過程を振り返ることができる。行事毎に撮影した写真を回覧し、希望した写真を個々のアルバムにまとめるようになっている。写真の整理は年齢等に応じて職員が行ったり、職員と共に行ったり、又は自分で行ったりしている。卒園時に子どもにアルバム及び健康手帳を渡すことで、将来に渡って成長の過程を振り返ることができるようにしている。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉔	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>常日頃、コモンセンスペアレンティングを基本とした養育支援を実施している。暴力や不適応行動などが起き、職員一人では対応できない時や緊急性が高い時は、ユニットリーダー、主任職員、園長・副園長などと組織的に対応することを心がけている。大人がきちんと対処</p>		

<p>する姿勢を問題を起こした本人や周りの子どもに示すことが、以後の問題行動の防止や子どもの安心感につながっている。</p>		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・ ③ ・c
<p><コメント> 日々子どもの様子を見守り、いじめなどの兆候がないか見逃さないよう心掛けています。子どもから訴えがあった場合、些細なことでも無視せず対応するようにしており、また定期的に子どもの個別面談を行い、暴力やいじめなどが無いかどうか確認しています。実際に問題が起きた際には、ケース検討会等で職員同士が話し合い、組織的に対応するようにしています。施設側がいじめや暴力の防止に努力していても様々な問題がどうしても生じてしまうため、今後も引き続き取り組みを徹底していただきたい。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	④ ・b・c
<p><コメント> 強引な引き取りの可能性がある場合は、児童相談所と連携し、職員間だけでなく学校や警察とも情報共有を行っている。学校への車での送迎や見守り、保護者側への働きかけなど、関係機関で役割分担しながら安全確保に努めている。園のホームページや広報誌への写真の掲載チェックはもちろんのこと、学校のホームページ、広報誌への写真掲載も、必ず確認するようにしている。また、不審者対策として、敷地内の出入り口を中心に防犯カメラを設置している。</p>		
<p>A-2-(9) 心理的ケア</p>		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ ⑤ ・c
<p><コメント> 心理職員が配置され、自立支援計画に基づき対象となる子どもに心理療法が行われている。ケース検討会等で心理職員と他の職員の情報共有を図っているが、日常的な生活支援と心理的ケアの連携をさらに深め、心理的ケアが効果的に行われるよう努めていただきたい。また、必要に応じて保護者に対する家族療法を行っているが、定期的な助言・援助には至っていない。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	⑥ ・b・c
<p><コメント> 居室に個人の机が準備されているほか、敷地内に図書やパソコンが備えられた学習図書室(たんぼぼ館)が整備され、そこで勉強することもできる。学習支援室は公文式教室や学習ボランティア、家庭教師による指導の場となっており、一人ひとりの学力に応じた支援が行われている。高校卒業後の進学を希望する子どもが増えているが、進学に必要な学力は一朝一夕には身につかないため、学校とも連携しながら学習指導を進めている。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	⑦ ・b・c

<コメント>
 子どもの最善の利益とは何かを職員一人ひとりが意識して養育支援にあたっている。特に進路に関しては、子ども本人と十分に話し合い、本人が希望する方向へ進めるよう支援を惜しまない。長年学習支援に力を入れてきた結果、進学を希望する子どもが増えてきている。そのため、施設独自の教育資金積立制度を今年度創設し、奨学金を給付することとした。

A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・ b ・c
-----	---	----------------

<コメント>
 漢字能力検定試験、数学検定等の受験を推進している。アルバイトは社会経験や金銭感覚を養うことにつながるため、ルールを定めたくえで奨励している。職場実習や職場体験は学校が主となって実施されるため、学校と連携して効果的な体験になるよう指導しているが、実習先や体験先の開拓までは施設は行っていない。

A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・ b ・c
-----	--	----------------

<コメント>
 家族支援は、従来児童相談所の役割とされてきたが、近年は施設にその役割が求められるようになってきた。そのため、児童相談所と連携しながら、家庭支援専門相談員を中心に相談支援に取り組んでいる。家族療法を行っているが、基本的に土日に実施することとなるため、必要なケースに対して、実際に実施できるケースはそれほど多くない。子どもの安心安全が最優先されるため、面会、外出、一時帰宅などは、実施前後の子どもの様子を注視しながら慎重に進めている。

A-2-(12) 親子関係の再構築支援

A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・ b ・c
-----	---	----------------

<コメント>
 親子関係の再構築には児童相談所と十分な連携が必要であり、親との三者面談を重ねながら、児童相談所とともに支援策を検討している。現在、心理職員も関わりながら家族療法を実施しているのは6ケースあり、内1ケースは施設内で親子生活訓練を行っている。真の親子関係の再構築には時間がかかり、また支援者の専門性も必要とされるため、今後も家庭支援専門相談員が中心となって関係機関と連携しながら進めていく必要がある。

A-2-(13) スーパービジョン体制

A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a ・b・c
-----	---	---------------

<コメント>
 小規模化により、少人数の職員で子どもに向き合うことが増えたため、経験の浅い職員をフォローできるように職員配置や勤務体制を見直した。2ホーム毎に職員が相談できるユニットコーディネーターを配置し、コーディネーターからスーパーバイザー（基幹的職員）へと

繋がる体制として、職員が1人で問題を抱え込まないようにしている。ユニット会議やケース検討会もスーパーバイズの間であると捉え、職員が助言し合うことで専門性や組織力の向上に努めている。園長・副園長も常日頃から職員へ積極的に助言するとともに、基幹的職員に対するスーパーバイザーとなっている。